

## ～ 活動報告 ～

### 公共政策大学院インターンシップ

国際協力部教官

森 永 太 郎

#### 第1 国際協力部におけるインターンシップの目的・実施手法等

法務総合研究所国際協力部では、平成20年度より大学院生のインターンシップを受け入れているが、平成21年度は、人事院人材局が主催した「霞が関インターンシップ」の受け入れ先として、法科大学院向けのもの、公共政策大学院向けのを各1回実施した。また、本誌が出版されるころには、同年度第2回目の法科大学院向けのインターンシップも実施する予定である。本稿で紹介するのは、このうち、平成21年9月14日から5日間にわたって行われた公共政策大学院生向けのインターンシップである。

人事院の企画する「霞が関インターンシップ」は、「将来国の行政機関を含めたわが国国家社会のあらゆる分野で幅広く活躍することが期待される有為の大学院生に対して行政実務に係る就業経験の機会を付与することにより、法科大学院が教育の一環として行うエクスターンシップに協力するとともに、国の行政に対し深い理解を有する人材の養成に資する」ことを目的としている。受け入れ先官公庁の業務の種類、態様、性質などによってインターン生が経験する業務はそれぞれに異なるであろうが、開発途上国に対する法制度整備支援を主たる業務とする国際協力部においては、「行政実務に係る就業経験」として、国際協力部教官の業務の一部を体験してもらうこととしている。

もともと、国際協力部教官の業務は多岐にわたり、かつ、経験を積んだ法律専門家でなければ実際に行うことは困難なものも多い。また、国際協力部教官の重要な仕事のひとつに、被支援国の法律職を招へいして日本国内で実施される研修（いわゆる本邦研修）を企画立案し、自らもこの研修において研修員らに対する講義や助言を行うことが挙げられるが、これには、被支援国の法制度やその運用の実情について相当程度の予備知識が必要であるため、インターン生が教官に取って代わって教官業務を経験するというわけにも行かない。しかし、このような業務の前提として、



各教官に求められるのは、本邦研修や、現地セミナー（被支援国現地へ教官などが出張して実施するセミナー）などの場で、被支援国側の法律家や法律職などの発言や議論を注意深く見聞きし、その内容や様子から、当該被支援国の法制度及びその運用にどのような問題があるのかを発見して、これを分析し、その後の支援法に活かすという作業であり、このような問題点の発見と分析も、きわめて重要な教官の業務である。このような、被支援対象国の研修員の議論を傍聴し、これを基に問題点の発見と分析を行う作業であれば、その結果を実際に利用するか否かは別として、インターン生が行うのは比較的容易であるし、たとえ見様見真似であつても、これを経験することは国際協力部の重要業務を実際に経験したことにもなろう。このような考え方から、国際協力部では、インターンシップは必ずいずれかの本邦研修と組み合わせ、被支援国から来日する研修員と日本側専門家の議論を傍聴させた上で、そこから被支援国に生じている問題点を抽出・分析させ、その結果を2000字程度のレポートにまとめさせることを主な内容としている。インターン生から提出されたレポートについては、教官が添削・講評を加えて返却している。

ちなみに、平成20年8月に実施した法科大学院向け（すでに卒業して司法試験受験中の者も対象とした）インターンシップは、ベトナムの裁判実務の改善をテーマとした本邦研修との組み合わせで実施し、ベトナムの最高人民裁判所裁判官やベトナムの省人民裁判所の裁判官ら10名の研修員の議論を傍聴させ、ベトナムの民事訴訟・刑事訴訟に関する問題点の分析を行わせた。また、平成21年7月に実施した法科大学院向けのインターンシップは、東ティモールの立法能力強化研修に同席させ、同国司法省幹部職員と日本側との議論を聞かせて、同国の法案起草作業をめぐる問題点の分析をさせ、解決策を考えさせた。平成22年3月に実施予定のインターンシップについては、ベトナムの行政訴訟法起草支援に関するベトナム最高人民裁判所向けの本邦研修と組み合わせる予定である。

## 第2 平成21年度公共政策大学院向けインターンシップの概要

- 1 実施期間 平成21年9月14日～18日
- 2 実習場所 法務省法務総合研究所（赤れんが棟）
- 3 インターン生
  - (1) 中央大学大学院（公共政策専攻）1年生 寄木美那
  - (2) 京都大学大学院（地球共生クラスター）2年生 市村美佳子
- 4 日程 別添日程表参照
- 5 実習内容
  - (1) 講義・講話

本邦研修傍聴及び問題点分析にあたって必要な予備知識を習得させる目的で、法制度整備支援実務に関する講義及び講話を実施した。

- (2) カンボジア本邦研修傍聴

今回のインターンシップの題材とした本邦研修は、カンボジアの供託法起草を支援する目的の本邦研修であり、国際協力機構（JICA）の「カンボジア法制度支援プロ

ジェクトフェーズ3」の活動の一環として、平成21年9月9日から同月17日までの間に法務省法務総合研究所において行われたものである。

カンボジアからの研修員は、カオ・ルット司法省次官補（Mr. Koeut Rith, Undersecretary, Ministry of Justice）をはじめとするカンボジア司法省の供託法起草班のメンバー計8名。研修日程のうち、インターン生が参加したのは、カンボジアに対する民事法の起草支援を行っている「カンボジア民法作業部会」及び「カンボジア民事訴訟法作業部会」の委員<sup>1</sup>らとカンボジア研修員との間で、2日間にわたり行われた供託法草案に関するカンボジア側のプレゼンテーションとカンボジアにおける供託法のあり方に関する検討会<sup>2</sup>である。なお、討議はクメール語—日本語の逐語通訳を介して行われた。

## 6 テーマ（課題）

インターン生に与えた課題は次のとおりである。最終日に各インターン生が自らまとめた手控えのメモに基づいて口頭で発表を行わせ、これに教官及び法務総合研究所総務企画部付検事が若干の講評を加え、これを踏まえて後日最終レポートを提出させた。

「カンボジア側プレゼンテーション及びこれに引き続いて行われる検討会における意見交換・質疑応答を聞いた上、カンボジアが今後も法の支配及び市場経済原理に立脚した社会の発展を遂げようとするならば

- ① カンボジア側の理解が未だ不十分であると考えられる原理・原則・概念又は制度を一点指摘し
- ② なぜ理解が不十分なのか、その原因を推測し
- ③ 理解が不十分なことによって立法あるいは法の運用・適用にどのような障害が発生しうるかを考え2000字以内で論ぜよ。」

## 第3 実施結果・所感

このインターンシップは、対象が法律を専門に学習している法科大学院生ではなく、公共政策を専攻している大学院生であったため、カンボジア側とのセッションを傍聴しても、果たして何が問題になるのか、理解することがやや困難なのではないかという懸念があった。このことに加え、議論の対象が、法律を専門に勉強していなくても、教養科目などとして学ぶこともあるであろう、民法や刑法などの基本法、あるいは公共政策に密接な関係を持つ行政法などではなく、供託法という、民事分野でもかなり専門的かつ特殊な法律の

---

1 「カンボジア民法作業部会」及び「カンボジア民事訴訟法作業部会」は、いずれもJICAのカンボジア法制度整備支援プロジェクト（フェーズ3）の日本側インプット（投入）として組織されているものである。民法作業部会は特定非営利活動法人日本気候政策センター理事長（名古屋大学名誉教授）の森嶋昭夫教授以下民法学者等15名、民事訴訟法作業部会は駿河台大学総長（一橋大学名誉教授）で法務省特別顧問でもある竹下守夫教授以下民事訴訟法学者等12名で構成されている。今回、インターン生が傍聴したセッションに参加されたのは、民法作業部会の新美育文教授（明治大学）、能見善久教授（学習院大学）、野村豊弘教授（学習院大学）、南敏文判事（東京高等裁判所）及び民事訴訟法作業部会の柳田幸三判事（東京高等裁判所）である。

2 この本邦研修の内容については本誌第41号141ページを参照されたい。

起草についてのものであったため、インターン生にとっては気の毒な面もあったことは否めない。ただ、——若干の弁解を許していただくなれば——インターンシップは、学生らが参加しやすい時期に実施しなければならないなど、実施時期の選択肢が限られるところ、適当な時期に実施される本邦研修が、今回、偶々このカンボジア向けの本邦研修しかなかったため、やむをえなかった。

このような事情もあって、今回のインターンシップでは、インターン生には、あらかじめ供託法とはいかなるものかについてのたまかな説明は行ったものの、傍聴に際しては、「セッションで行われる細かい法律論議の内容については気にしないでよい。大筋を把握した上で、カンボジア側の研修員と日本側の専門家らとのやりとりに注目するようにしなさい。」旨指導しておいた。そして、日本側の説明で、カンボジア側にとってなかなか理解が困難なために、同趣旨の質疑が繰り返されたり、議論がすれ違ったりするような場面、または、逆にカンボジア側の説明の中で日本側にとって理解が困難な内容、あるいは奇異に感じられる内容があれば、そのような点を捉え、何ゆえそのような相互理解の困難が生じるのか、自分なりに考え、これを自らが持っているカンボジアに関する予備知識や、大学院で学んでいる基礎知識などと照らし合わせて、その原因を探る練習をしてみるように指示し、必ずしも法律プロパーの問題とはいえない上記のような課題を与えた。

2日間にわたるカンボジア司法省の供託法起草メンバーと日本側の両作業部会の委員らとの議論は、インターン生にとって、予想どおり難解な部分もあったものの、全体としては興味深いものであったようである。

注目すべき点は、カンボジア側が、供託法の中に、本来の供託とは性質の異なる、当事者の合意にもとづく寄託の制度を取り込みたいという考えと、日本ではほんのわずかな例しかみられない物品の供託についてのシステムを整備したいという意向を強く示したことである。後者の点は、カンボジアでは金銭のみならず物品の供託も多くなることが予想されるから、という比較的単純な理由からのようであり、実務上は運用が決して容易ではない物品寄託制度が実際にどの程度きちんと機能するか別として、この制度を整備したいという動機の面ではそれなりに了解可能な意向であったが、前者については、筆者の目からみると、開発途上国にありがちなパターンリズムが見え隠れしているように感じられた。すなわち、カンボジアの研修員らは、寄託を供託の中に取り込もうとする理由について、「カンボジアでは、取引の際の履行の担保などのために、金銭を銀行等の第三者に預ける<sup>3</sup>ことが多く、このような寄託のニーズは大きい。我々としてはこれに応え、国民にとって安全確実な寄託先を創設したい」と説明するのであるが、そこには、どうも「民間は信用できないから、国民のためには何でも政府がやらなければならない」という意識が垣間見えるのである。これは、一見国民のためを思う好ましい考えとみえなくもないが、正にそのような考えのゆえに、市場経済を支える私的自治の領域に政府が過剰に介入してしまう危険性をはらんでいるといえよう。

---

3 正確な理解ではないかも知れないが、どうやら英米法域にみられる「escrow」のような取引慣行があるようである。

インターン生も、期待したとおり、この点を捉えてくれた。インターン生は、与えられた課題に対し、この寄託を供託に取り込みたいとする議論に焦点を当て、まず、カンボジ



ア側の理解が未だ不十分であると考えられる原理等として、「公法・私法の概念の未熟」と「私的自治の原則についての理解の不足」を取り上げた。そして、その原因として、「本来なら当事者同士に任せておくべき私的自治の領域にまで国家が介入しようとするのは、国民に自治の能力がないと

判断したからであろう。そして、国民が私的自治を行いうるだけの能力を養うことができなかったのは、市民社会が形成されていないことに起因すると考えられる。カンボジアは、市民社会が形成されるはずだった時期を、フランスの植民地として長い年月過ごしてきた。そのため、このような市民社会の発達に阻害されたのだと考えられる。」と分析した。ついで、理解不足が原因で生じうる障害として、国家の過剰介入による民間企業の健全な発達の阻害と、それによる市場経済発展への悪影響を指摘している。

この仮説については、むしろこのまま真偽を論じることは不可能であり、検証を必要とするであろう。また、わずか2日間のセッションの中で、研修員数名の発言のみを捉えて推測、立論した仮説であり、カンボジアの歴史・国情についても十分な資料に基づく分析をしたわけではないので、誤っている可能性ももちろんある。しかし、このインターンシップは、正しい結論を出すことを目的としているのではなく、このような、文化的・社会的・制度的背景がわが国とは当然ながら異なり、思考方法も違う外国の専門家らの議論や発言を注意深く聞き、そこから、ありうべき問題点やその発生原因を推測していくという、国際協力部の教官の行う作業の一部を、擬似的にでも経験することに意味があるのである。そして、このような作業を行う能力は、国際協力部が取り組んでいる法制度整備支援の分野だけではなく、開発援助をはじめとする国際的な業務に従事する場合には多かれ少なかれ必要とされるものである。このような観点からは、今回の課題検討作業は、インターン生にとっても十分意義のある実習となったのではないかと考えている。

今回の経験が、将来、インターン生が自らの専門分野において活動する際に、多少なりとも役に立てば幸いである。